

改正

昭和60年 3月15日 条例第4号  
昭和61年 3月22日 条例第2号  
平成5年 3月8日 条例第9号  
平成6年 3月24日 条例第20号  
平成6年12月19日 条例第41号  
平成8年 3月8日 条例第6号  
平成9年 6月24日 条例第36号  
平成9年 9月18日 条例第41号  
平成10年 3月26日 条例第12号  
平成11年 3月15日 条例第9号  
平成12年 3月28日 条例第26号  
平成12年12月13日 条例第60号  
平成13年 3月26日 条例第5号  
平成14年 3月28日 条例第10号  
平成15年 3月27日 条例第8号  
平成16年 3月30日 条例第5号  
平成16年12月21日 条例第57号  
平成17年 3月30日 条例第18号  
平成18年 6月27日 条例第30号  
平成18年 9月27日 条例第35号  
平成18年12月22日 条例第45号  
平成20年 3月26日 条例第7号  
平成21年 3月10日 条例第10号  
平成21年 9月25日 条例第32号  
平成22年12月21日 条例第41号  
平成25年 6月28日 条例第32号  
平成26年 9月24日 条例第23号  
平成27年12月24日 条例第46号

関市福祉医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳未満の者（満15歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者を含む。）をいう。ただし、次号から第4号までのいずれかに該当する者を除く。
- (2) 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から3級までの者
- イ 身体障害者手帳の交付申請中の者で、その結果アに該当することとなるもの
- ウ 別表に定める知的障害者で、県から療育手帳の交付を受けている者

届出番号 2・3・事務 1・2・特定個人情報 1

エ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に掲げる特別項症から第4項症までに該当する者で、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が4級であるもの

オ 精神科病院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の7及び第19条の8に定める病院をいう。）に入院している者

カ 厚生労働大臣が定める長期高額疾病による療養者

届出番号 23-事務 2-特定個人情報 2

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級又は2級の者

(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者を含む。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童（18歳に達した後引き続き養育者の養育が必要と市長が認める20歳未満の者を含む。）並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の者（18歳に達した後引き続き養育者の養育が必要と市長が認める20歳未満の者を含む。）をいう。

(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者を含む。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童（18歳に達した後引き続き養育者の養育が必要と市長が認める20歳未満の者を含む。）をいう。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定又は他の法令の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所又は薬局若しくはその他のものをいう。

（福祉医療費助成対象除外者）

届出番号 1・3-事務 1-特定個人情報 1・3

届出番号 1・3-事務 1-特定個人情報 2・4

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は、福祉医療費助成対象者としなない。

（受給資格者）

第4条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であるもののうち、第2条第1項に規定する福祉医療費助成対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、重度心身障害者のうち高齢者医療確保法の規定による被保険者が高齢者医療確保法第55条第1項各号に規定する病院、診療所又は施設に、入院、入所又は入居したことにより、岐阜県の区域外に住所を変更したと認められる者については、受給資格者とする。

（受給者）

第5条 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、子どもについてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度心身障害者については、その父母又はその生計を維持している者とする。ことができる。

（支給額）

第6条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給

付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額（第2条第1項第2号オに該当する者については、次に掲げる額の合算額を控除した額に2分の1を乗じて得た額）を受給者に支給する。ただし、第11条に規定する助成対象者が医療費の支給申請を行うことにより支給を受ける場合にあっては、当該額と社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による一部負担金の額とを比較して少ない方の額とする。

- (1) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合の負担する額
- (2) 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額
- (3) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により助成対象者の負担する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額

2 市長は、受給資格者が社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による保険給付等の対象となる療養の給付等又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けたことにより、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく政令（以下「各法施行令」という。）に規定する一部負担金の額（一部負担金に相当するものとして、各法施行令に規定する額を含む。以下「一部負担金相当額」という。）が各法施行令の規定により合算されて高額療養費が支給されることとなった場合に、当該一部負担金相当額に受給資格者の一部負担金相当額が含まれるときは、当該一部負担金相当額を合算した額から各法施行令の規定により保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合が支給することとされている高額療養費の額を控除した額と当該受給資格者について前項の規定により算出した額とを比較して少ない方の額を受給者に支給する。

（付加給付額の控除）

第7条 市長は、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき、保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合が、社会保険各法又は高齢者医療確保法に規定する保険給付等に併せて保険給付等に準ずる給付を行う場合は、前条に規定する額からその給付により受給者が支給を受けることができる額を控除した額を受給者に支給する。

（受給者証の交付申請）

第8条 この条例により受給資格者に助成される医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

（受給者証の交付）

第9条 市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があった場合はその内容を審査のうえ、受給資格者であると認めたときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知するものとする。

（受給者証の提示）

第10条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて受給者証を提示するものとする。

（助成の方法）

第11条 この条例により助成する医療費の支給を受けようとする受給者は、規則に定めるところにより、支給の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長は、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が医療に関し保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代り当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。

（支給の決定）

第12条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合において、内容を審査した結果、医療費を支給し、又は支給しないことに決定したときは、当該申請者に対し規則の定めるところにより決定通知するものとする。

（届出の義務）

第13条 受給者は、規則で定める事項について変更が生じたときは、14日以内に市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第14条 この条例による医療費の助成又は支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第15条 市長は、受給者が受給資格者の病気又は負傷に関し損害賠償を受けた場合は、その金額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第16条 市長は、自己又は受給資格者の偽りその他不正行為により医療費の支給を受けた受給者があるときは、その者から、既に支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第6条の規定により支給すべき額を超えて支給を受けた受給者があるときは、その者から、その超える額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(1) 関市老人医療費助成条例(昭和46年関市条例第21号)

(2) 関市乳児医療費の助成に関する条例(昭和47年関市条例第34号)

(3) 関市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和47年関市条例第35号)

(4) 関市母子家庭等の医療費助成に関する条例(昭和54年関市条例第17号)

3 旧条例の規定により受給者証の交付を受け、若しくは、受給者証の交付を申請し、又は医療費の助成を申請した者については、この条例の規定によりなされたものとみなす。

4 洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村(以下これらを「旧町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、洞戸村福祉医療費助成に関する条例(昭和54年洞戸村条例第13号)、板取村福祉医療費助成に関する条例(昭和54年板取村条例第14号)、武芸川町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年武芸川町条例第20号)、武儀町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年武儀町条例第19号)又は上之保村福祉医療費助成に関する条例(昭和50年上之保村条例第28号)(以下これらを「旧町村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 編入日前の旧町村の区域内に住所を有する者に係る編入日以後の福祉医療費助成については、この条例の規定による。ただし、次の各号に掲げる者に対する編入日から平成17年2月28日までの間の福祉医療費助成については、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者 編入日の前日に住所を有していた旧町村の福祉医療費助成に関する条例の例により助成

(2) 母子家庭等の母及び児童(編入日の前日に板取村に住所を有していた母及び児童に限る。) 旧板取村福祉医療費助成に関する条例の例により助成

(3) 父子家庭等の父及び児童(編入日の前日に板取村又は武儀町に住所を有していた父及び児童に限る。) 編入日の前日に住所を有していた町又は村の福祉医療費助成に関する条例の例により助成

附 則(昭和60年3月15日条例第4号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月22日条例第2号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月8日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月24日条例第20号)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正後の関市福祉医療費助成に関する条例の規定は、この条例施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則(平成6年12月19日条例第41号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第6条第1項及び第2項の規定は、平成6年10月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同

日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月8日条例第6号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例第2条第1項第2号の規定は、平成8年4月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月18日条例第41号）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 改正後の条例第6条の規定は、平成9年10月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月26日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月15日条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第26号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第2号及び第6条第1項の規定は、この条例施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月13日条例第60号）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第3号カ及び第6条第3項の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分に限る。）は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第2条第1項第1号及び第6条の規定は、平成13年1月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日条例第5号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第2号及び第6条第1項の規定は、この条例施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月28日条例第10号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月27日条例第8号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の関市福祉医療費助成に関する条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出生した者から適用し、同日前に出生した者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の関市福祉医療費助成に関する条例第6条の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月30日条例第5号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月21日条例第57号）

この条例は、平成17年2月7日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第18号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に、現に69歳に達している者の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月27日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号に次のように加える改正規定及び第6条の改正規定は、平成18年10月1日（以下「指定日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、指定日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、指定日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 市長は、指定日前においても、改正後の関市福祉医療費助成に関する条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成18年9月27日条例第35号）

- 1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年10月1日（以下「指定日」という。）から、第3条の規定は同年12月23日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の関市福祉医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、指定日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、指定日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 市長は、指定日前においても、新条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成18年12月22日条例第45号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日条例第7号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第1項に規定する医療の対象であった者のうち、この条例による改正後の関市福祉医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第2号アからキまでのいずれかに該当し、かつ、新条例第9条第1項に規定する受給者証に相当するものとして市長が認める受給者証の交付を受けた者については、新条例第2条第1項第2号に規定する重度心身障害者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に前項に規定する新条例第9条第1項に規定する受給者証に相当するものとして市長が認める受給者証の交付を受けた者については、新条例第4条の規定にかかわらず、平成20年9月30日までの間、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項各号に規定する病院、診療所又は施設に入院、入所又は入居したことにより本市の区域内に住所を有しない場合であっても新条例第4条に規定する受給資格者とする。
- 4 市長は、新条例の施行の日前においても、新条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成21年3月10日条例第10号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月25日条例第32号）

- 1 この条例は、平成21年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 市長は、施行日前においても、改正後の関市福祉医療費助成に関する条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成22年12月21日条例第41号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、施行日以前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 市長は、施行日以前においても、改正後の関市福祉医療費助成に関する条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成25年6月28日条例第32号）

- 1 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第2号の規定は、施行日以後に身体障害者手帳の交付申請を行う者について適用し、施行日以前に身体障害者手帳の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月24日条例第23号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

知的障害者判定要領

	内容
最重度（A1）	(1) 日常生活面の介助 基本的な生活習慣が形成されていないため、常時すべての面で介助が必要 (2) 行動面の監護 多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い監護が必要 (3) 保健面の看護 身体的健康に嚴重な看護が必要 (4) 知能面の発達 標準化された知能検査、発達検査によるIQ（知能指数）がおおむね20以下
重度（A2）	(1) 日常生活面の介助 基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介護が必要 (2) 行動面の監護 多動、自閉などの行動があり、常時監護が必要 (3) 保健面の看護 身体的健康に常に注意、看護が必要 (4) 知能面の発達 標準化された知能検査、発達検査によるIQ（知能指数）がおおむね35以下 (5) その他 知能面の発達がIQ50以下の児（者）で、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するもの
中度（B1）	(1) 日常生活面の介助 基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要 (2) 行動面の監護 行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要 (3) 保健面の看護 発作が時々あり、あるいは周期的な精神変調がある等のため、一時的又は時々看護が必要 (4) 知能面の発達 標準化された知能検査、発達検査によるIQ（知能指数）がおおむね50以下